

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2023

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의

編集・発行：韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議 2023年6月1日 No.12

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-31-401 ☎03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価＝300円(送料100円)

E-mail : kcultural_property@yahoo.co.jp <http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

郵便振替：00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」（年会費＝個人2000円・団体5000円・賛助会費＝10,000円）

【2022-2023の動きと課題】

コロナ後の活性を期待。先行する欧州の動きに学びながら、具体的な進展を

■コロナを越えて活動活性化へ

新型コロナによる3年余の規制がようやく緩和・廃止され、昨年後半を過ぎた頃から、移動や活動が徐々に活発になってきました。

11月には韓国から大学生を迎えて対馬でワークショップが開催されました(⇒8・9頁)。コロナ前から計画されていた企画で、4年ぶりの実現でした。「朝鮮通信使ウォーク」や「朝鮮通信使祭り」も4年ぶりに再開されています。今後も新型コロナが一層抑えられて、活発な活動ができるよう強く願います。文化財の調査や研究にはフィールドワークは不可欠です。

鎌倉・高德院にある「観月堂」の調査も周到に進められています。10号に続いて、佐藤孝雄住職に寄稿いただきました(⇒4・6頁)。21世紀の文化財の返還と交流のモデルになるような共同作業が続いています。

■遺骨返還問題との共通性

前号でも指摘しましたが、文化財と類似の課題として遺骨の返還問題があります。5月6日オーストラリアのメルボルンでアイヌの遺骨4体がアイヌ民族の代表に引き渡されて、北海道に帰ってきました。しかし、帰還して終わりではなく、3体が白老町にある民族共生象徴空間「ウポポイ」の慰霊施設に納められましたが、樺太アイヌの1体は、北大の施設で第三者委員会の審査を待っています。土に返したいとする樺太アイヌの遺族会が引き渡しを求めているからです。単に元の場所に返却・移動すればよいという話ではなく、適切な環境で、ふさわしい迎え方をすることへの配慮が必要です。文化財も同様で、どこに誰にどのように返し、その後もどのように処遇するのか？ が問われています。

今号には、台湾からの寄稿が2本ありますが、俵寛司氏は台湾の先住民人骨の返還問題の現状について報告してくださいました(⇒12-14頁)。

■韓国・大法院で続く対馬仏像返還訴訟

韓国・大田高等法院(高裁)で争われていた対馬・盗難仏像返還訴訟は、一審地裁判決から6年を経てようやく2月1日に判決が出されました。日本への返還を進めようとしていた被告の韓国政府側が逆転勝訴したのですが、予想どおり、原告の浮石寺側が上告し、今後は大法院(最

高裁)でさらに争われます。決着がつくまでにまだまだ時間がかかると予想されます。連絡会議で出したコメントにも記しましたが、こうした歴史的な所蔵物に関する争いは、現在の法廷で遑って審理することには無理があり、別途UNESCOなどと連携して客観的に裁定する仕組みの創設が必要と考えます。(⇒10・11頁)

■注目されたNHK・BS1スペシャル

欧州での文化財返還の流れは一層顕著になってきました。今年1月にNHKのBS1で放送された『“パンドラの箱”が開くとき 文化財返還 ヨーロッパの最前線』(1月3日放送、1月8・18日再放送)は大変興味深い内容でした。2017年マクロン仏大統領の西アフリカでの演説から動き出したヨーロッパ各国での動きをレポートし、報告書作成者や博物館・美術館の責任者・担当者が率直に舞台裏を語っていました。さまざまな利害と主張が錯綜する中、わずか5年で急速な進展があったことに担当者自身が驚いていました。フランスが引き金を引いて始まった動きですが、今やドイツやベルギーが先行し、大英博物館を抱えるイギリスが遅れているもようです。

とりわけ、印象深かったことは、登場した各国のキーパーソンの大部分が女性で、彼女たちがこの数年の体験を生き生きと語っていたことです。結局のところ、大きく問われているのは歴史認識であり、社会観です。文字通りの「女性活躍社会」が当たり前を実現していく中で、他の歴史的な不正義や差別も同時に改善・解消していくものだとすれば、韓国・朝鮮・日本ともにまだまだ男社会が顕著で、当連絡会議のメンバーも男性が圧倒的に多く、改革・改善が強く望まれるところです。

NHKにはぜひ地上波での放送と今回の番組では紹介されていなかったオランダなどの取り組み、そして遅れている日本の取り組みの取材と放送を望みます。

ウクライナでは今日もロシアによる破壊と文化財の略奪が続いています。日韓関係は改善の流れですが、日朝関係は停滞したままです。政治や社会の風潮に翻弄されながら、文化財とその歴史を解明する長い旅は続きます。

皆様のご意見・ご提案もお寄せ下さい。

(世話人代表 有光 健)

近現代考古学と文化財返還運動

—〈もの〉と〈場〉そして自分との関係性—

五十嵐 彰（慶應義塾大学非常勤講師、考古学方法論）

はじめに

「日本の考古学で主流をなしている編年研究や文化的考古学すなわち過去についての知識ではなく、考古学という学問独自の思考方法を考える研究」を「第2考古学」と名付けて 10 年余り研究してきました (<https://2nd-archaeology.blog.ss-blog.jp/>)。第2考古学という枠組みの中でも、近現代考古学と文化財返還運動は、大きな領域を占めています。ここでは、一見すると接点がありそうでなさそうな二つの領域について考えます。

1. 近現代考古学

近現代考古学は、最も新しい時代である近現代を対象とする考古学研究です。日本における近現代考古学では、19 世紀後半から現在に至る様々な痕跡が研究対象となります。考古学という学問は、文字による記録が残されなかった先史時代を対象とする「先史考古学」あるいは文字があっても極めて限られていた古代を対象とした「古典考古学」が主要な領域でした。時代が新しくなればなるほど、文字による情報量が増大することで、文字資料（文献）による歴史復元がなされるようになります。歴史研究においては、文字がない時代は物質資料（遺物・遺構）を対象とする考古学（物質史学）が担い、文字がある時代は文献資料を対象とする歴史学（文献史学）が担うという補完的な枠組みが堅持されてきました。しかし徐々に文字資料による歴史復元の限界性あるいは偏りが認識されるようになりました。当然のことながらすべての事柄が文字として記録される訳ではありません。記録として残されるのは文字を書き記すことができる識字階層が記録すべきと考えた政治や宗教的な事柄に限られていました。書き残した人間の多くも男性であり、女性の視点からの記録は殆ど残されていませんでした。それに対して考古資料は〈もの〉としての限界性、つまり地中にあっても腐りにくい石器や土器といった不朽性の材質が主な資料となる性格はあるものの、それらを残した人たちは階層や性別などに関わりなく社会全体にわたっています。私たちは〈もの〉なしでは、生活できないのです。〈もの〉資料は、時代が古くても新しくても私たちの周りにあまねく存在していました。そのため考古学は、文字で書き記された資料の限界を補う学問領域として、古い時代を対象とする先史時代を出発点としながら古代、中世、近世と次第に対象とする時代を新しくしつつ近現代に至りました（五十嵐 2004「近現代考古学認識論」『時空をこえた対話』六一書房）。古い時代から新しい

時代へと年表が記されるように考古学の本来の領域である先史から時代が新しくなるにつれて考古学の果たす役割も徐々に低下するという考え方を「**年表図式観**」（過去から現在へ）と称しましょう。そのため最近になって調査対象に加わった近現代考古学は、常に重要なものだけが選択されて、それ以外は調査する必要はないといった選択的な扱いがなされています。

こうした現状にも相応の理由があります。まず第1に新しい時代である近現代についてはあえて発掘調査という手段でなくても豊富に存在する文献資料によって明らかであるという考え方です。しかしこうしたことも単なる思い込みに過ぎず、積み重ねられてきた近世都市江戸の調査事例で明らかのように、今まで見過ごされてきた地域の歴史が発掘調査を機縁として絵図などの文献資料と考古学的な痕跡を総合化することによって初めて明らかになった事例も数多いのです。

また発掘調査に伴って近現代資料を全て調査対象とするならば出土資料が膨大となり、現在でさえ厳しい経費や調査期間・保管場所が確保できないという現実的な懸念が示されることがあります。こうした点についても、近現代を調査対象とするかしないかという単純な構図に囚われているように思われます。あらゆる発掘調査に先史考古学的な調査精度・手法を求めるのか、それとも全く調査対象としないという 100（ヒャク）か 0（ゼロ）といった極端な選択（ゼロサム思考）ではなく、多くの土地痕跡が見込まれる近現代については、そうした資料性格に応じた柔軟な調査のやり方が考えられて然るべきです。

現在に生きる私たちを原点として今の時代を形作った一つ前の時代へ、さらにそこからより古い時代へと歴史を捉える見方が求められています。そもそも発掘調査自体が、「表土層」という名の「近現代層」を掘削することから始まります。ある場所を発掘するということは、一番新しい時代に残された痕跡から徐々に古い時代の痕跡へと時代をさかのぼりながら、それぞれの時代痕跡を確かめる営みです。こうした考え方による歴史復元を「**遡及歴史観**」（現在から過去へ）と称したいと思います。地層が下層から上層に堆積したように、発掘調査は逆に一番上に堆積した新しい地層からその下に堆積した古い地層へと掘り進みます。そうせざるを得ないのです。同じように発掘調査による歴史復元も発掘調査の順番に従うとしたらどうでしょうか。発掘者の足元から地面を深く掘り下げていくように、その地のたどった歴史も現在から過去へとさかのぼることになります。当然のことながら古くなれば、やがて

はっきりとした事は少なくなり、最後には曖昧でおぼろげな遙かな過去へと至るでしょう。だから研究者の個人的な関心がたとえ先史や古代といったはるか彼方にあったとしても、足元の近現代をないがしろにすることはできないのです。一番新しい地層について、特に重要な場合だけに限るわけにはいかないのです。こうしたことは、研究者と調査者の違いとして指摘したことがありました（五十嵐 2004「近現代考古学」『現代考古学事典』同成社、87 頁）。

その地の歴史は、どの地の歴史であろうと現在に連なる歴史を出発点として、言い換えるならばその地の歴史を語る人が語る対象と結びつくことで、初めて実感をもって語ることができます。ある場所の歴史を語る時に 100 年前の歴史が欠落した 1000 年前の歴史は、その地における現在との結びつきを欠いた物語のように思われます。そうした見方からすれば、近現代考古学はその地域にとって特に重要なものだけを調査することができるといった存在ではなく、どのような場合でもその地の歴史を明らかにするためには欠かせない、そこを通らなければ目的とする場所にたどり着けない不可欠な存在となります。近現代考古学は、発掘調査の成果を報告する考古誌を作成する際には、その土地の歴史を記す際に欠かすことのできない手続きなのです。

2. 文化財返還

遺跡地から出土した考古資料（埋蔵文化財）や石造物を私たちが博物館などで観覧する時は、私たちの関心をもっぱらそれらの＜もの＞がどの地域のいつの時代の文化財なのか、その材質はどのような地域の材料で、どのように作られているのか、同時代の他の資料と比べてどこが同じでどこが異なるのかといった＜もの＞自体に焦点を当てた見方がなされています。だから展示資料に添えられているキャプション（解説文）もそうした私たちの関心に答えるように、展示資料が製作された場所と時代、材質が記されています。少し詳しい展示カタログでは、同じ地域や同じ時代の資料との比較からその時代背景や位置づけが解説されることもあります。むしろ展示資料や展示カタログに記されている特定の＜もの＞の見方に、私たちが影響を受けていると言えるかもしれません。

ところがその＜もの＞が今ある＜場＞にもたらされた経緯については、殆どの場合に観覧する人たちに説明されることはありません。観覧する人たちの多くも、興味を示しません。ある出土物が、いったいどのような人たちの調査によって掘り出されて、どのような経緯を経て現在所蔵している組織が所蔵するに至ったのかといったことについては、見る人にとってはどうでもいいことなのかも知れません。しかしその＜もの＞が外国由来の文化財であれば、どうでしょうか。ある時代

背景のもとで、ある特定の意図のもとにその＜もの＞が作られた土地から切り離されて、それ相応の費用をかけて今ある＜場＞に持ち込まれているとしたら、どうでしょうか。そうした＜もの＞にまつわる移動の経緯も、一つの時代を背景とした目に見えない痕跡として＜もの＞にまわりついているはずです。そうした歴史を知ることによって、初めて「返すべき＜もの＞」と「返さなくていい＜もの＞」が明らかになるのです。

それぞれの＜場＞にはそれぞれの＜場＞がたどってきた歴史があるように、それぞれの＜もの＞についてもそれぞれの＜もの＞がたどってきた歴史があります。それならば私たちが暮らす現在から過去へとさかのぼるような語り方が、それぞれの＜場＞とそれぞれの＜もの＞に対してなされていいはずです。特別な＜もの＞である文化財については、特に現在から過去へと遡及するような見方が求められているのです。

文化財が作られた時代や場所あるいは文化財その＜もの＞の大きさや材質といった事柄を「基礎情報」、その文化財が遙か彼方の異国から今ある＜場＞にもたらされた経緯を「由来情報」として、後者の重要性を述べたことがありました（五十嵐 2019『文化財返還問題を考える』岩波書店、22 頁）。私たちはともすれば文化財の外観を見て、素晴らしいとかすごいとか評価してきました。しかし＜もの＞を見る私たちと＜もの＞との関係を考えるならば、＜もの＞が今ある＜場＞にどのようにもたらされたのか、その＜もの＞がたどってきた由来をエシカルな観点から価値判断しなければ、本当の意味での文化財評価にはならないでしょう。

おわりに

私たち一人ひとは、様々な先人の営みの積み重なるの末に生まれ、そうした社会の中で育ち暮らしています。時代の積み重なりである「歴史」という物語は、自分が立つ大地の積み重なり、その中に刻まれた痕跡群、身の回りの様々な＜もの＞たちの由来と自分との関わりを知った時に、初めて実感（リアリティ）をもって感じるすることができます。こうした点に近現代考古学と文化財返還運動に共通する観点が見いだせます。

常に自分から見た測点の評価を忘れないこと、自分に連なる痕跡や＜もの＞を意識して考える。自分を形作った自らの歴史について現在の自分からさかのぼって評価するように、外国由来の文化財という＜もの＞に対した時も、自分の生きる社会と＜もの＞との関連性を考える。そのことによって単なる古代のロマンとか遙かな古代文明といった漠然としたイメージとは異なった現代社会と結びついた自分と歴史との、自分と自分が生きる土地との、自分と周囲に存在する文化財との関係をより深く考えることができるようになります。

観月堂の調査・研究 (2)

佐藤 孝雄 (鎌倉大仏殿高德院住職・慶應義塾大学文学部教授)

はじめに

高德院境内に存在する朝鮮由来の建造物(図1)。今日「観月堂」と呼ばれるその堂宇の保存・修復に向け現状の記録に着手したことは、既に報告した(佐藤 2021)。幸にして、その後、韓日両国での調査・研究が進み、堂宇の性格や由来が少しずつ明らかになってきた。また、韓国国立文化財研究所の研究者らによる精査を経て、堂宇の劣化状態も詳細に把握されるに至った。そこで、小稿では過去2年間の調査・研究成果の一部を紹介し、あわせて保存・修復作業に係る今後の展望も述べておく。

観月堂の性格と由来

2020年に小宮広嗣氏・寺師太郎氏(凸版印刷)の協力を得て取得した三次元計測データと高精細画像、色彩計測値は、「観月堂」の性格や来歴を明らかにする重要な手掛かりとなった(小宮 2023; 寺師 2023)。両氏が作成された立面図・平面図のオルソ画像をもとに、李奎喆氏(建築空間研究院)は、「観月堂」とソウルに現存する他の王室関連建築物との比較を試みて下さった。その結果、規模や「正面3間・側面2間・1高柱5梁架」という構造上の特徴が、今日景福宮の北西(青瓦台の近傍)に保存される毓祥宮(延祐宮)、儲慶宮、大嬪宮、景祐宮(宣禧宮)、徳安宮とよく一致することが明らかとなり、「観月堂」が元来、祖先崇拜のための祠堂であった可能性が示唆された(図2)。また、高精細画像をもとに彩色様式を検討された孫賢淑氏(東アジア伝統美術文化研究所)のご研究により、「観月堂」が紛れもなく高位の人物のために建てられた王室関連建築物であ



図1 観月堂の正面観

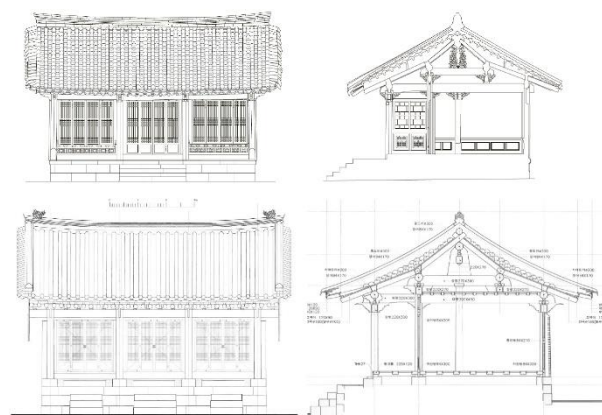


図2 構造の比較
上: 観月堂, 下: 毓祥宮(延祐宮)

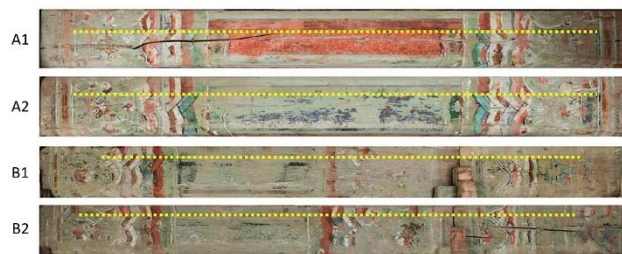


図3 大梁の彩色
A1: 中央間左側, A2: 中央間右側, B1: 余間左側, B2: 余間右側
点線より下部に二次彩色が認められる

ることも確認された(孫 2023)。

かつては天井が設置されていたのであろうか。肉眼観察と色彩計測の結果から、かねて堂内の大梁には、下側 2/3 に当たる範囲に二次彩色(塗り直しの痕跡)が認められていた(図3)。そこで、犬塚将英氏(東京文化財研究所)らには彩色顔料の分析を依頼し、特に同梁材を中心ハイパースペクトルカメラによる反射分光分析と蛍光X線分析装置による元素分析も試みていただいた。その結果、同二次彩色部には上部 1/3 に遺る一次彩色部に認められない銅やヒ素を含むエメラルドグリーンもしくはウルトラマリンプールが用いられていることが明らかとなった(犬塚ほか 2023)。かかる化学合成顔料が西洋から朝鮮半島にもたらされた時期に鑑みれば、二次彩色は19世紀後半期の所産とみて間違いはない。一方、顔料分析の結果からは、一次彩色として部材全般に塗布された薄緑色が、韓国で古来「磊緑」と称されるセラドナイトで構成される緑土に由来し、赤色、白色、黒色部にも17世紀以来の王室関連建築物に伝統的に塗布された顔料のみが用いられていることも示唆された(犬塚ほか 2023)。史料から確認できる朝鮮建築の彩色顔料が17世紀から19世紀前半にかけて一様であるため、特定こそ難しいものの、一次彩色は少なくとも19世



図4 「観月堂」の軒瓦

紀前半以前に施されていたことも確実と言える。

今日ソウルに遺る王室関連建築物の彩色は殆どが 19 世紀後半に塗布されたものであると聞くことから、比較的古い彩色を保つ観月堂の存在は注目される。また、韓国国立文化財研究所の所員からは、龍・蜘蛛・蝙蝠のモチーフをもつ「観月堂」の軒瓦にも、今日ソウルに残存する王室関連建築物に確認されていない特徴が認められるとの所見を得ている(図 4)。それでは、数々の注目すべき特徴を備えるこの堂宇は、元来何処に築造されていた建物なのであろうか。

『朝鮮王朝實錄』、『承政院日記』、『宮闕志』など宮殿関連の史料を悉皆調査された洪順敏氏(明知大学校)によれば、「観月堂」が景福宮に所在した示す証左は何ひとつ見出せないという。氏からは『北闕図形』、『東闕図形』等の宮殿関連の図面や『東闕図』、『西闕図案』、『徳寿宮平面図』等にも、正面 3 間、側面 2 間、切妻屋根をもつ「観月堂」と思しき建物を見出せないとの報告を受けている。

もっとも、先述の通り、「観月堂」は、構造や彩色様式から王室関連祠堂である可能性が高く、また、1920 年代に破綻しかけた朝鮮殖産銀行に融資された杉野喜精氏に対して朝鮮政府から寄贈されたものであることも知られている。加えて、祠堂は景福宮中のみならず、近隣の王家一族の各殿舎にも設けられており、その多くが 1910 年に大韓帝国皇室財産から国有財産もしくは宮内府の財産に組み入れられたことも知られる。それらにも鑑み、洪氏は、1907 年に廃絶後、跡地に東洋拓殖株式会社の社宅が建設された彰義宮に存在した祠堂群(永昭廟と文禧廟)のひとつが杉野喜精氏に寄贈された可能性も指摘される(洪 2023)。

観月堂の現状

2022 年 11 月には韓国国立文化財研究所の所員らによる「観月堂」の状態調査が 4 日間に亘り実施された。

レーザーレベル(垂直水平器)や 3D スキャナー、ドローンなどを用いた構造変形に関する調査、また超音波測定器、木材水分計、シロアリ探知機などを駆使した部材損傷に係る調査が行われた結果、観月堂の損傷状況が明確となった。

幸い基礎部の不等沈下や柱の傾斜による変形、大梁や桁の撓みはほとんど認められないことが確認された。一方、屋根材については、正面(南側)中央部の軒が撓み、上部の屋根面に折れが生じている点に懸念が示された。2021 年に撓みが生じた小垂木の下に木柱を仮設し補強を図ったが、撓みが生じた軒部の垂木・小垂木と屋根の左右両端に位置する飛檐垂木の腐朽は深刻で、近い将来屋根が崩壊する恐れがあるという。撓みが生じたことで小垂木の裏側が持ち上がり、軒先から男瓦 4~6 枚に隙間が生じてしまっていることも確認された(図 5)。屋根材の腐朽は、変形に伴い軒平瓦の間に雨水が流れ込んだことが原因とみられるとの所見も得ている(金 2023)。

部材についても、今後のモニタリングを要する劣化が発見された。超音波測定により、柱をはじめ主要木材の含水率が比較的良好であることが確認された一方、目視により床下の束柱や床枠にはシロアリの蝕害が確認された(図 6)。比較的初期の段階と診断されたものの、放置すれば蝕害は拡大し、堂宇の倒壊を招きかねないだけに早急なる手当が必要であるとの指摘も受けている(金 2023)。

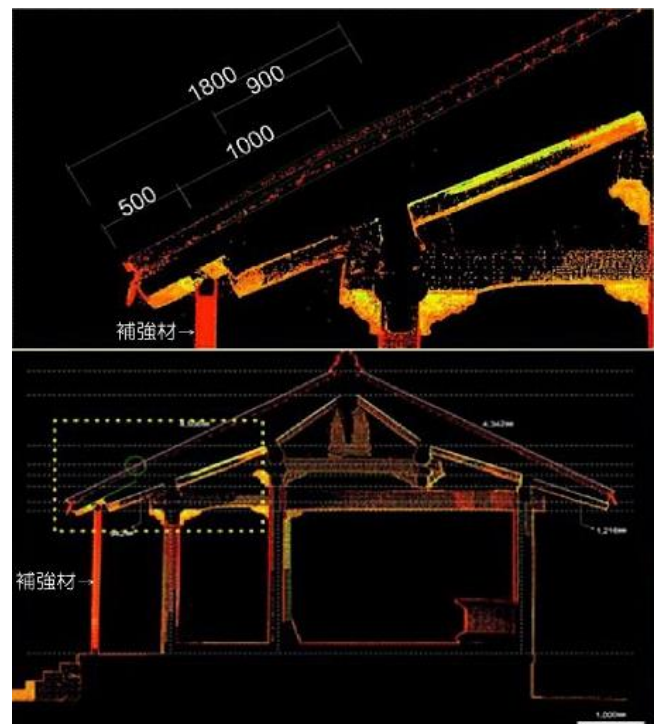


図5 撓みが生じている屋根部(金 2023 : P.217 図を改変)



図6 朽みが生じている屋根部(金 2023 : P.217 図を改変)

むすびと展望

以上、2021 年以降の調査・研究で明らかとなった「観月堂」の性格や由来、保存状態について概要を述べた。この間、2023 年 1 月 18 日には、来日された韓国文化財庁の崔応天庁長に「観月堂」の現状をご見分いただく機会を得た。また、その折庁長が「観月堂」の調査・修復作業への全面的な協力をお約束下ったことから、後日、高德院と韓国文化財庁との間で以後緊密なる連携のもと堂宇の適正なる保存に努める旨記す覚書も交わされた。

3 月 28 日に慶應義塾大学三田キャンパスで国際会議を開催したことも、特筆する必要がある(図 7)。既に筆者は、2022 年 8 月 24 日に国立古宮博物館で開催された研究会にお招きを受け、韓国側研究者との面会も果たし、本稿に概要を示した調査・研究成果の一部について報告も受けていた。だが、後世「観月堂」の調査・修復事業が回顧される際、実質的なキックオフ・ミーティン

グとして位置付けられるのは、件の国際会議となろう。韓日双方の研究者が一堂に集い、互いの調査・研究成果を共有し、親交も深めることができたこの会議を梃子に、今後の調査・修復事業が円滑かつ加速的に進められることを願ってやまない。

先に述べた通り、時事刻々と劣化が進む「観月堂」は、必要な補足調査も実施した上で可及的速やかに解体修理を行う必要に迫られている。それだけに、調査・修理を具体的にどのように進めるかを韓日の研究者で早急に協議する必要がある。無論、その際には、解体修理後、「観月堂」を何処に再建するかも重要な協議事項となろう。ソウルに現存する王室関連建築物にも見られない特徴も備える貴重な歴史建築である点、周囲に樹木が少ない湿度が低い場所が堂宇の保存に適している点にも鑑みた時、修復を機に「観月堂」を帰郷させることも協議の俎上に載せなければならない。

件の国際会議に参加した慶應義塾大学の院生のうち 1 名からは、総合討論に際し、登壇者に国内に所在する朝鮮由来の文物を「共有財産」と捉えてゆく可能性について問かけがなされた。「観月堂」の保存・修復を韓日両国の友好と相互協力に資する事業としたいと願う筆者には、かかる問かけが学生から投げかけられたことが何より嬉しく感じられた。同時に、件の学生の発言からは、「観月堂」の保存・修復事業のゴールの一つが、次代を担う韓日両国の対話の機会を創出することにもあるという気づきも得た。近い将来、「観月堂」の修復・再築工事の竣工を祝し、そうした対話の機会を持つことも夢見つつ、引き続き、事業の推進に努めたい。



図7 慶應義塾大学で開催された国際会議の様子

謝辞

「観月堂」の調査・修復事業を進めるに当たり、ご指導・ご協力を賜っている韓国文化財庁、国外所在文化財財団、日本国外務省、文化庁ほかの諸機関、各種調査・研究を進めて下さっている各氏に感謝いたします。また、ここまで得られた調査・研究の成果は、コーディネーターかつアドバイザーとして補佐して下さっている河棕文先生(韓神大学校)と金柄徹先生(慶應義塾大学)のお力添えの賜物でもあります。併せて厚く御礼申し上げます。

文献

犬塚将英、紀芝蓮、芳賀文絵、早川典子、建石徹 2023 「鎌倉高徳院観月堂に用いられている彩色材料の分析」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 29-51.

金成都 2023 「観月堂の現状および構造安全性の調査・分析」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 264-278

小宮広嗣 2023 「三次元計測と高精細写真撮影-高徳院観月堂における状態の記録-」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 3-10.

洪順敏 2023 「観月堂の沿革と淵源の追跡」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 208-246.

李奎喆 2023 「朝鮮王室関連祠堂としての観月堂の検討」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 152-166.

佐藤孝雄 2021 「観月堂の調査・研究」『韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2021』, p. 6

孫賢淑 2023 「「観月堂」の建築彩色の様式と時期に関する考察」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 106-134.

寺師太郎 2023 「高徳院観月堂における色彩計測の結果」『韓日国際会議 鎌倉大仏殿高徳院所管「観月堂」の調査・研究抄録集』韓国文化財庁/高徳院, pp. 21-23.

【日韓往来】金文吉韓日文化研究所(釜山)所長が来日

新型コロナの移動規制の緩和に伴い、海外との往来も再開されてきました。先陣を切って今春、釜山から金文吉韓日文化研究所長(釜山外国語大学名誉教授)が来日。3月26日東京・九段で連絡会議世話人らと懇談しました。

先生は、1945年7月広島生まれで、解放後すぐに帰国。1979年京都大学研究生として来日。神戸大学で博士号取得。京大、国際日本文化研究センターの教授を務め、釜山外国語大学学長など歴任。日本語の著書も3冊。2018年11月釜山ワークショップの際にお世話になりました。

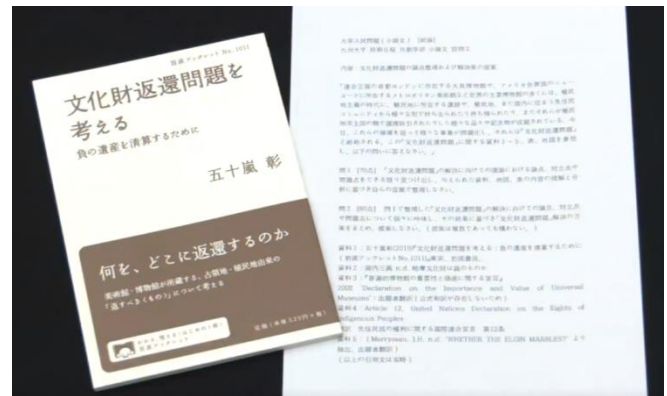


短 信 高校用歴史教材、大学入試にも文化財返還問題が登場。韓国側も注目

教科書と教材を制作している東京法令出版は、昨年から高校生用歴史総合教材『問いからはじまる歴史総合』(下記)で文化財返還問題を取り上げて、注目された。



「メイン・クエスチョン」で「なぜ、文化財の所有権をめぐる対立が起きているのだろうか?」と問いかけて、キーワードとして「帝国主義・植民地・文化財」を示し、①博物館に寄せさせる返還要求、②文化財の返還を求める声、③返還要求に対する博物館の主張、④対立を乗り越えるために、と題した4章を設けて解説。大英博物館のロゼッタストーンやパルテノン神殿彫刻、1970年「ユネスコ条約」、マクロン仏大統領の動きやマチュピチュ遺跡、2010年「日韓図書協定」などが簡潔に紹介されている。



他方、昨年九州大学の入学試験(文系一般選抜前期、上記写真右)にも文化財返還をテーマにした問題が出題された。「ロンドンにある大英博物館と米国ニューヨークにあるメトロポリタン美術館など世界の主要博物館の相当数には植民地にあった遺跡、植民地原住民からさまざまな形で持っていった物が収蔵されている」という説明の後、「文化財返還」解決策について述べる小論文が出題され、岩波ブックレット『文化財返還問題を考える』(五十嵐彰)などからの参照資料が配布された。

これらの動きは、今年2月韓国の中央日報(2月6日付、日本語版 <https://s.japanese.joins.com/JArticle300632?sectcode=A10&servcode=A00>)やケーブルテレビJTBC(2月3日、https://news.jtbc.co.kr/article/article.aspx?news_id=nb12113463)でも好意的に報じられた。(一部前号既報)

報告 朝鮮半島由来の文化財を知る対馬国際ワークショップ 2022

大澤 文護（千葉科学大学教授）

「朝鮮半島由来の文化財を知る対馬国際ワークショップ 2022」（主催：あおい文化交流研究所、協力：朝鮮文化財ワークショップ実行委員会、助成：国外所在文化財財団・公益財団法人日韓文化交流基金）を2022年11月11日から14日まで長崎県対馬市で開催しました。2021年に福岡、佐賀で実施した「九州国際ワークショップ」に続き、日韓の大学生交流をメインにした今回のワークショップは、新型コロナウイルスの緩和により韓国から直接学生を招く形で実現し、日本の大学の学生9人と韓国・嶺南大学校の学生7人の計16人の若者が参加しました。専門家による講義を中心にした公開ワークショップには韓国語や韓国文化を学ぶカリキュラムを取り入れたユニークな教育で知られる長崎県立対馬高校国際文化交流科の生徒が参加し、同校の日韓交流の内容を日本語と流暢な韓国語で解説する場面があり、リラックスした形式での親睦・相互理解を図ることができました。

＜講演会＞

今回の日程は11月11日の学生たちの顔合わせでスタートしました。東京、千葉、名古屋、熊本から参加した日本の大学で学ぶ学生が福岡空港国際線ロビーで待ち受ける中、韓国の学生が釜山からの便で到着。既にリモートの事前研修会などで事前協議を済ませていたメンバーたちは、さっそく博多のホテルで今回ワークショップ中に実行する研究や動画撮影のテーマや役割分担を確認しました。



福岡空港国際線ターミナル到着口で韓国からの参加者（右側）を出迎える日本の参加者

12日、柔らかな日差しが降り注ぐ中、一行は博多港から高速船（ジェットfoil・ビーナス号）で対馬・厳原港に到着しました。参加者は休む間もなく対馬市交流センターでのワークショップ講演会に出席し、3人の講師と特別参加した対馬高校国際文化交流科の生徒2人の話を聞きました。

最初に登場した永留史彦さん（対馬の自然と文化を守る会会長）は、対馬で生まれ育った立場から「対馬で

考える日韓文化交流」をテーマに対馬と朝鮮半島の繋がりを解説しました。永留さんは「日本と朝鮮半島の間には時代ごとのつながりがあり、社会の在り様、外交戦略に即して交流や交易があった」と語り、両国が対立より平和な時代を長く続けてきた意義を強調しました。

次に韓国学生を引率してきた崔範洵（チェ・ボムスン）嶺南大学校教授が、自身が専攻する日本文学の分野から見える朝鮮半島由来文化財問題について講義しました。崔教授は、自発的または強制的に元いた場所から離散した状態を示す「ディアスポラ」という用語を使いながら「日本の近代化は朝鮮半島と日本の間に人間のディアスポラを生み、さらに物、特に文化財のディアスポラを生じさせた」と述べ、その例として高浜虚子の小説「朝鮮」などを例に挙げて、日本近代文学作品の中に登場する関連文化財の話題を紹介しました。



崔範洵 嶺南大学教授



対馬高校・西川菜名、宮野砂海さん

また対馬高校国際文化交流科からは3年生（当時）の西川菜名（にしかわ・かな）さん、宮野砂海（みやの・さみ）さんの2人が登壇しました。全国の公立高校の中で唯一、韓国語や韓国の文化、歴史、時事問題に関する知識を学ぶカリキュラムがある国際文化交流科の活動について発表がありました。2人は高校で学んだ韓国語能力を生かして、日韓両国の言葉で授業の様子を解説しました。特にコロナ禍で韓国訪問などの機会が閉ざされた中で、国内の大学での韓国語研修や専門家を対馬に招いて講演会を開催するなど、創意工夫を続けていると語りました。

最後に、対馬に暮らして28年の鍵本妙子さん（NPO法人『対馬郷宿』理事）が「文化は人が運ぶもの」をテーマに講演しました。鍵本さんは「文化は想像を超える広い空間を飛び越えて、飛行機もない時代にやってきました。対馬にいと、そうしたことに思いを馳せる時間が多くなります」と対馬で文化財問題を考える意味を強調。さらに「対馬にも人口減少など様々な問題があるが、日韓交流の場として活動を続けて行きたい」と述べました。



対馬国際ワークショップ講演会＝対馬市交流センター ＜現地踏査＞

13日、参加学生は対馬朝鮮通信使歴史館と2022年4月にオープンしたばかりの対馬博物館を見学。その後、3つのグループに分かれ、大型タクシーで島内の関連文化財所在地や史跡を現地踏査しました。各グループが訪問したのは下記の地図に丸印を付けた場所で、日韓関係悪化に影響を与えた対馬での文化財盗難事件に関連する場所なども含まれていました。

Aグループ



Bグループ



Cグループ



今回のワークショップに続き、私たちは2023年11月、釜山と対馬の歴史を学び、併せて釜山と対馬島内にある朝鮮半島由来の文化財所在地や文化交流の史跡などを現地踏査する「朝鮮半島由来文化財を知るための釜山・対馬国際ワークショップ」の開催を準備しています。

2023年に3回目を迎える学生主体の国際ワークショップが、将来、日韓学生交流の柱の1つに成長することを願っています。

2023年に3回目を迎える学生主体の国際ワークショップが、将来、日韓学生交流の柱の1つに成長することを願っています。



＜学生たちが感じ、考えたこととは＞

今回のワークショップに参加した学生たちは対馬で何を話し合い、何を感じ取ったのでしょうか。それを紹介するために学生グループが提出した報告書の一部を紹介しましょう。



2月1日に韓国・大田高等法院が対馬の盗難仏像返還についての判決を出しました。連絡会議のコメントと判決文の抄訳(ポイントのみ)を掲載します。(編集部)

韓国大田高等法院の盗難仏像返還に関する判決に対するコメント

2012年に対馬の観音寺から韓国人窃盗団によって盗み出された観世音菩薩像の日本への返還を進める韓国・文化財庁に対し、仏像の元の所有者であったと主張する韓国の浮石寺が返還を差し止め、引き渡しを求めた訴訟の控訴審判決が本日、韓国・大田高等法院で言い渡されました。原告の請求を棄却し、日本への返還を命じた判決を歓迎します。

不正・不当に持ち出された文化財は元の場所に戻されるべきであると考え、かねてより、窃盗という違法な手段で行われた仏像の奪取は認められず、歴史的な検証作業は別途、原状回復後に適切に行われるべきであると提言してきました。刑事事件としての裁判は終了し、犯人はすでに刑期を終えて社会復帰しています。にもかかわらず、被害にあった仏像が、10年以上も返還されていないというのは、極めて異常です。

この10年を振り返ってみると、2011年に韓国に「朝鮮王室儀軌」が返還され、文化財返還問題についての関心が高まり、その後もいくつかの文化財の返還が実現することが期待されましたが、2012年に起きたこの対馬の仏像盗難事件とその後の韓国側の対応によって、一気に韓国側への不信が広がり、文化財返還どころか文化交流にも重大な支障を及ぼしてきました。他の文化財返還を求める韓国国内の市民運動もマイナスの影響を被り、日本側に文化財返還を求めることが難しくなり、苦しい局面を強いられてきました。慰安婦や徴用工問題とも並んで日韓の懸案事項として“戦後最悪の日韓関係”に至らしめた要因のひとつとされてきました。

大変残念な事態です。失われた10年がもたらした損失は深刻です。この間、2017年マクロン仏大統領のアフリカ・ブルキナファソでの演説がきっかけとなり、ヨーロッパではアフリカ諸国への文化財の返還が始まり、ドイツ、オランダ、ベルギー、英国でも次々と具体的な返還が実現してきています。その模様は日韓のメディアでも報じられてきましたが、世界的な潮流となりつつあります。わずか5年間でここまで“パンドラの箱”が開き始めてきたことに感銘を受けると同時に、停滞したままの日韓の現状には深い慨嘆を禁じえません。

被害にあった仏像が10年以上も封印されて、祈りを捧げることも鑑賞することもできないという異常な事態が早急に解除され、すみやかに観世音菩薩像が元の場所に戻されるよう願います。メディア

も含めて、対立をあおるのではなく、冷静に、互いに尊重し合って、知恵を絞り、人類共有の遺産を後世に伝える努力をするよう改めて呼びかけます。

なお、16世紀に起きたと主張される盗難事件を21世紀の法廷で裁くことはかなり無理があり、判決も指摘するとおり、別途ユネスコなどで、紛争解決のための調査・調停の仕組みが国際的に設置されるべきではないかと考えます。

2023年2月1日

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議世話人代表 有光健

大田高等法院判決(第1民事部、抄訳)

事件番号 2017ナ10570 有体動産引渡
第一審判決 大田地方法院 2017年1月26日宣告
弁論終結 2022年12月14日 判決宣告 2023年2月1日
原告・被控訴人 大韓仏教曹溪宗浮石寺(フソサ)
被告・控訴人 大韓民国
被告補助参加人 対馬・観音寺住職
裁判長 朴ソンジュン部長判事

主 文

1. 第一審判決を取り消す。
2. 原告の請求を棄却する。
3. 訴訟総費用は補助参加による部分を含め原告が負担する。

請求趣旨及び控訴趣旨

1. 請求の趣旨 被告は原告に別紙目録記載金銅像を引き渡せ。
2. 控訴の趣旨 主文と同じ

理 由

■基礎事実

韓国国籍の窃盗犯数人が日本にある韓国文化財を盗んで国内で売ることを共謀し、2012年10月6日頃、被告補助参加者寺院の財団に奉安されていたこの事件の仏像を窃盗して国内に密搬入して検挙され、被告補助参加者が占有する財物を窃盗すると同時に一般動産文化財を窃盗したという内容の文化財保護法違反及び特定犯罪加重処罰等に関する法律違反(窃盗)等の公訴事実で起訴された。一審裁判所は窃盗犯に対し、この事件の不祥事による文化財保護法違反罪などの有罪を認め、文化財保護法第92条第5項に基づき、彼らからこの事件の仏像を没収するという判決を言い渡した(大田地方裁判所2013.6.28)。これに対し窃盗犯の一部が控訴したが、控訴審裁判所は控訴棄却判決を宣告し(大田高等裁判所2013.10.30。)、これに対して窃盗犯らと検事共に上告せず、上記判決がそのまま確定した。

関連刑事事件での没収宣告により被告が窃盗犯からこの事件の仏像を没収し、現在文化財庁遺物収蔵庫に保管。

■文化財庁は大田地方検察庁の依頼に基づき2014年12月頃、次のような内容の再鑑定調査報告書を作成・提出した。

○ この事件の仏像は1330年(高麗CD17年)に瑞山で製

作されたもので、14世紀前半に流行した菩薩像の類型に従っている。

－1951年、この事件の仏像内部で発見された服装遺物の内、仏像結縁文から製作時期と奉安寺院の位置が分かる。

○日本に搬出された経緯は正確には分からないが、倭寇によって略奪された可能性が高い。

○現在までこの事件の仏像の国外搬出経緯を把握できる直接的な立証資料は発見できず、この部分に対して今後綿密な補完調査が必要だと考えられる。

倭寇の略奪による国外搬出の事実は見当たらない。倭寇の略奪蓋然性は高いが、これを断定し難い。

■原告の主張要旨

原告寺院は677年に創建された寺院であり、この事件の仏像は1330年頃(高麗CD17年)、原告がこの事件の仏像の所有権を原始取得した。ところが高麗末期の1352年から1381年の間に倭寇が原告寺院に奉安されていたこの事件の仏像を略奪し、以後この事件の仏像は明らかになっていない経緯で1526年頃から日本対馬にある被告補助参加人寺院に奉安されてきたが、2012年10月頃に窃盗犯によって窃盗された後、現在被告がこれを占有している。したがって、この事件の仏像の所有者である被告は、その所有者である原告にこの事件の仏像を引き渡す義務がある。

■被告及び被告補助参加人(観音寺)の主張要旨

原告がこの事件の仏像の所有者であることは認められない。すなわち、原告がこの事件の仏像の製作主体であると主張する瑞州(現在の端山市地域)の寺院が、この事件の仏像の製作当時、その所有権の帰属主体となる権利能力のない社団としての実体を持って存在した事実が証明されておらず、たとえその当時の瑞州の寺院が所有権の帰属主体となる権利能力のない社団として実体を持って存在したとしても、原告が上記の瑞州の寺院と同じ権利主体と見ることもできない。

■被告補助参加人(観音寺)の単独主張

村瀬宗観は、1526(大永6)年朝鮮で適法にこの事件の仏像を譲り受け、1527(大永7)年日本に戻って観音寺を創建し、この仏像を本尊仏として安置し、それに基づいて被告補助参加人もこの事件の仏像を適法に取得した。被告補助参加人は、法人格を取得した1953年1月26日から窃盗犯によってこの事件の仏像の占有が侵奪された2012年10月6日頃まで、所有の意思で平穩かつ公然とこの事件の仏像を占有し続けていたため、日本民法第162条第1項から第2項の規定によりこの事件の仏像に関する取得時効が完成したことにより、被告補助参加人がこの事件の仏像の所有権を取得した。

■原告がこの事件の仏像の所有権を原取得したかどうかに関する判断

原告が瑞州の寺院と同一の権利主体であるか否かについては、原告に証明責任がある。上記の証拠、及び弁論全体の趣旨を総合して知ることができる次の事情を考慮すると、原告が主張する事情を示す証拠がない。

上梁文(甲第52号証)には「その後、王寺だったTが後を継いで重唱し、続いて数回の修理があった。」という内容が記載されている。しかし、上記の上梁文自体でも「文言が伝わっておらず、詳しい内容は分からない。法堂を含めて計50間に及ぶ規模だったというが、

ほとんどすべて流失してしまった」としている点、上記の上梁文は現代に至って記録されたものである点などに照らしてみると、上梁文の上記記載だけでは瑞州の寺院が高麗末期ないし朝鮮初期にも同一性を維持し存続しただけでなく、その後朝鮮中期以降を経て現在に至るまで従来と同一性を維持し存続したと認めるには足りない。

その後瑞州ないし近隣地域に「浮石寺」という同じ名前の寺社ができたとしても、そのような事情だけではこれを以前の瑞州の寺院と同じ権利主体と見ることはできない。

原告がこの事件の仏像の所有権を原始取得したという点に関する証明が不足する。

■被告補助参加人(観音寺)がこの事件の仏像の所有権を譲受によって取得したかどうか

この仏像が譲渡されたという記録が存在しない点などを総合してみると、宗観が朝鮮で適法にこの事件の仏像を譲受したか疑わしいだけでなく、さらには原告の主張のように倭寇がこの事件の仏像を略奪して不法搬出したと見るほどの相当な状況が存在すると言える。

■被告補助参加人(観音寺)がこの事件の仏像の所有権を取得時効によって取得したかどうか

被告補助参加人が法的人格を取得した1953年1月26日から2012年10月6日頃、窃盗犯によってこの事件の仏像を奪取されるまで、引き続き占有していた事実を認めることができる。

被告補助参加人が1953年1月26日から20年間、この事件の仏像を占有することで1973年1月26日にこの事件の仏像に関する取得時効が完成したため、被告補助参加人は上記取得時効が完成した時にこの事件の仏像の所有権を取得したと見るのが合理的である。

■小結論

観音寺は、この事件の仏像に関する取得時効が完成したときの1973年1月26日から、取得時効完成にともなう効果としてこの事件仏像に関する所有権を取得し、それによりこの仏像の原始取得者は、この仏像の所有権を喪失したと言える。したがって、もし原告がこの事件の仏像の原始取得者であることが認められると仮定しても、原告は被告補助参加人の取得時効完成によってこの事件の仏像の所有権を喪失したと見るので、原告がこの事件の仏像の所有権を現在まで保有していることを前提としたこの請求は受け入れられない。

■結論

原告のこの事件請求は理由がないので、これを棄却しなければならない。第一審判決は、これと結論を異にして不当であるため、被告の控訴を受け入れて第一審判決を取り消し、原告の請求を棄却することとし、主文のように判決する。

*なお、裁判長は判決後に「ただし民事訴訟は単に所有権の帰属を判断するだけであり、最終的に文化財返還問題はユネスコ協約や国際法により決定しなければならない」と付言。

*原告(浮石寺)は、判決を不満として、2月10日に大法院(最高裁判所)に上告。

*1審判決は、「年報2017」(No. 6)5・6頁に掲載。

研究ノート

台湾における原住民人骨の返還問題について

俵 寛司 (国立台湾大学)

はじめに

近年、国内の大学博物館や研究機関が所有する海外の先住民族の人骨（遺骨）についての返還問題がクローズアップされている。例えば、戦前に東南アジアにいた日本人研究者がボルネオのダヤクの人骨を違法に掘り起こし日本に持ち帰った経緯を調べた記事が掲載され国会内で質疑が行われるなど波紋を広げた（「クローズアップ：大学に眠る経路不明遺骨」『毎日新聞』東京朝刊 2022 年 9 月 26 日付記事）。もとより日本国内において先住民族であるアイヌの人骨・副葬品の返還に関する議論が現在まで継続して行われてきている（北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会 2017『これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル報告書』等参照）。他方、沖縄（琉球）に関しては、戦前に京都帝国大学助教授であった金関丈夫（1897-1983）が今帰仁村の百按司墓（中世）から持ち去った遺骨の返還を求めて子孫にあたる地元住民が京都大学に起こした訴訟について、2022 年 4 月 21 日京都地裁の判決で「原告は遺骨の返還請求権を有しない」として請求を棄却した記事は記憶に新しい（「琉球遺骨返還訴訟：琉球遺骨返還、認めず 「学術価値」 京大保管容認 京都地裁判決」『毎日新聞』朝刊 2022 年 4 月 22 日付記事、以下裁判の詳細は「企画民族の尊厳、司法に問い直す 琉球遺骨返還請求訴訟第一審まとめ」『京都大学新聞』2022 年 7 月 16 日記事参照）。その一方で、同じく上記と同じく金関らにより持ち出され京大を経て台湾大学に保管されていた琉球時代の 63 体の遺骨について 2019 年 3 月 18 日沖縄県埋蔵文化財センターに返還された（沖縄タイムス「琉球人骨 台湾大が返還／県埋蔵文化財センター 全 63 体保管」『沖縄タイムス＋』2019 年 3 月 21 日付記事）。返還後の保管場所について検討の余地はあるものの京都大学側の対応とは異なる。その理由はいったい何であろうか。

近現代アジアの帝国主義／植民地主義の歴史を振り替えるならば現在の国境が意味を持たないことはあえて強調するまでもない。文化財と返還問題と同じく、不法／不当に奪われた人骨（遺骨）の返還について、どのようにして向かい合い、科学者コミュニティや社会に対して責任を果たしていくべきか、多方面から議論を進める必要がある。そのため本小稿では台湾における原住民人骨の返還問題の状況について概要を述べ、今後の参考に供するものである。

台湾原住民と人骨の返還問題

「原住民」あるいは「原住民族」は、日本語における「先住民」（indigenous peoples）と同義であり、台湾では公式にこのよう呼称する（2004 年「原住民族基本法」成立）。台湾の全人口に占める割合は 2%（2021 年 11 月現在、581,134 人）であり、オーストロネシア語族系（マライ・ポリネシア語族あるいは南島語族）の住民であり 16 の民族が政府に認定されている。日本統治時代（1895-1945）に台湾の「原住民」は平埔族と高砂族（あるいは高山族）の二種類に区分された。これは清朝時代の「熟番」と「生番」の分類に相当し、「熟番」とは清朝に帰順した人々、「生番」がそれ以外の中国的な影響を受けていない人々を指した。したがって狭義の原住民とは高砂族（あるいは高山族）や「生番」を意味し（現政府も踏襲）、日本統治時代もこれら区分法を戸籍登録等に用い、より細かな民族分類が研究された。その材料の一つが人骨（遺骨）というわけである。以下では現在における台湾における原住民人骨の返還問題について 2 件紹介しておきたい。

一つ目は、2017 年 5 月 26 日、ブヌン族出身で東華大学教授の陳張培倫（チェン チャン ペイルン）は SNS のページの投稿が発端となった馬遠村人骨の返還問題である。それは国立台湾大学医学院解剖学科名誉教授であった蔡錫圭（1920-2019）により 2012 年『台大校友双月刊』に掲載された次の記事に関するものである。「花蓮健馬遠村からもたらされた台湾ブヌン族の骨格標本 50 例は、1957 年馬遠村が環境衛生のために墓地を移転したことを余錦泉教授が知り、村長と交渉し、村民会議、警察署、郷鎮長の同意を得た後、1960 年に発掘し、同学科に運び保管した」（「形質人類学研究室」、筆者訳）。陳張培倫はこの問題について台湾大学が公式に説明するよう求めつつ、遺骨を元の家に帰し先祖の霊の土地に戻すように訴えた。以来、現地の原住民の人々は様々な要求を行うため自救会（自治救済協会）を設立し、台湾の監察院による調査や立法院（日本の国会に相当）による質疑や、行政院による交渉を経て、現在もなお議論は継続中である。

二つ目は、牡丹社人骨の返還問題である。2019 年 11 月 23 日、胡川安教授は SNS 上で次のように投稿した。すなわち「…台湾から来た 4 つの頭骨がエジンバラ大学博物館に置かれているのはなぜか？ 1874 年の牡丹社事件は、1871 年に 54 人の琉球人が屏東に漂着し殺害されたことが原因である。日本藩民（マモ）を保護するため、台湾に軍隊が派遣された。日本側は勝利したが多くの死傷者が出た。日本は牡丹社の 12 人の原住民の首を奪い、そのうち 4 つが後にエジンバラに移送された。今年その 4 つの頭骨が牡丹社事件の訴求の中で明らかとなり、陳耀昌医師と牡丹社部族の高加馨氏の意見と同

じく、頭骨のうち一つが当時の牡丹社の酋長であったアルグ（阿祿古）の可能性があると信じている。「一万里を漂流」した頭骨は、12 人の原住民の生命であり、同時に台湾、琉球、日本、中国の近代の運命を目の当たりにしてきた。我々は今後さらにこれらの首の搜索に努め、彼ら戦士が家に帰り、彼らの伝統的な領域に戻ることを切に願っている。この機会を通じて、牡丹社事件の解明と新たな可能性が開かれる」（以上筆者訳）。この問題は現在も進行中である。

これらの返還問題に至るまでも、1973 年台湾大学に保管されていたモーナ・ルダオ（莫那魯道：1930 年霧社事件を起こしたセデック族マヘボ社の頭目）の人骨返還の例があった。ただし、この返還は原住民の権利回復のためというより、第二次世界大戦後に台湾を支配した国民党政府が抗日の英雄として彼を象徴的に利用する意味が大きく、原住民そのものに対する差別的な態度は変わらなかった（2016 年 8 月 1 日「原住民族の日」、台湾総統蔡英文は政府を代表して原住民に対する日本統治時代の同化・皇民化政策や戦後の中華民国政府の方針について公式に謝罪した）。

1980 年代以降、台湾の民主化の進展とともに、これまで「中華民族」として一括されてきた彼ら／彼女ら原住民や閩南（福佬）人、客家人、外省人の文化や権利を要求する動きがみられるようになった（石垣直 2007「現代台湾の多文化主義と先住権の行方―〈原住民族〉による土地をめぐる権利回復運動の事例から―」『日本台湾学会報』9 号）。同時代においてグローバリゼーションの拡大に伴う多文化主義（multiculturalism）に基づく新たな国民統合イデオロギーの影響により、世界各地で先住民に対する権利回復や文化遺物、人骨の返還運動の進展（例えば 1990 年「アメリカ先住民の埋葬保護および返還法」成立等）が見られる一方、具体的な主体をどこに置くべきかなどの解決すべき問題も数多く残されており、台湾も例外ではない。以下、19 世紀後半から日本統治時代における人骨収集、研究について簡単にまとめておきたい。

19 世紀後半から日本統治時代の状況

台湾原住民人骨の収集と研究について 19 世紀後半に少数の西洋人学者による散発的な記録がある。論文等の公開情報によれば、日本統治時代の初期、台湾の原住民の人骨がかなりの数収集されていたことが確認できる。最大の収蔵機関は東京帝国大学であり、合計約 40 例である（陳・邱 2021）。山地に勤務する多くの医師や警官（理蕃警察）も人骨の収集に投入され、解剖学教室へと送られ所蔵品となった。こうした中、多くの原住民の人骨が日本に持ち出され研究が行われた。この時期の台湾原住民の人骨収集の特徴として、原住民族の

平定（いわゆる「理蕃政策」）が同時進行している。すなわち皇軍の御旗の下、原住民の「討伐」という殺害と、「収集」という略奪がセットで進められたといってもよい。植民地統治下での暴力性と非人間性（無人格性）を一面においてよく表している。

1919 年に台湾総督府医学専門学校（現在の国立台湾大学医学院）が設立され、解剖学の専任教授として津崎孝道、今井俊武、丸山芳郎等が着任した。以来、台湾で収集された多くの人骨がこの教室に収集、保管されるようになった。1936 年、台北帝国大学医学部が設立され、金関丈夫による台湾を拠点とする人骨研究が開始した。金関は 1923 年京都帝国大学医学部を卒業後、足立文太郎教授のもとで同大学解剖学教室助手に着任し、清野謙次らに師事して人類学の研究に着手、後に京都大学解剖学教室の助教授に昇任し、1936 年、台北帝国大学医学部解剖学教室第二講座教授に任命された。

この時期になると、後述する霧社事件の影響からか、表立った原住民の「討伐」は稀となり、代わって原住民の墓地から大量の人骨が集められるようになった。金関が書き残した回顧記録の中に、彼自ら墓掘りに参加したことが述べられており、収集した人骨の中には、台中州霧社のタイヤル族、高雄州および台東州各地のパイワン族、台東州のブヌン族、蘭嶼のヤミ族、台中州埔里・烏牛欄の平埔族（パゼツヘ族）、台南州西羅平埔族が含まれる。台湾原住民の人骨がすべて解剖学教室に保管される一方、この時期には台湾以外の人骨の収集も積極的に行われ、琉球、海南島、フィリピンの人骨やインカ、アイヌ、ロシア等の人骨が収集されている（琉球の遺骨については冒頭に述べた）。

1930 年 10 月 27 日、霧社事件が発生した。霧社事件とは、1930 年 10 月 27 日に台中州能高郡霧社（現在の南投県仁愛郷）のセデック族が起こした大規模な抗日反乱事件である。セデック族の「抗日蕃」（反日派原住民）は日本軍によって強力に鎮圧され、多くの人が死亡または自殺した。翌 1931 年 4 月 25 日深夜、「親日蕃」（親日派原住民）のグループが部隊を組んで 4 つの避難所を攻撃し、200 人を超える「抗日蕃」の生存者が殺害または自殺に追い込まれた。いわゆる第二次霧社事件である。事件後、抗日蕃六社の生存者はわずか 298 人であったという。事件の翌日、平静派出所の後ろに埋められた頭骨を警察が台北帝国大学医学院解剖学教室に送ったのか、それとも金関丈夫が個人的に霧社の発掘を行い、タイヤル族（セデック族）の人骨を 100 個以上収集したのか、どれが真実であるかは検討の余地があるが、明らかなことは第二次霧社事件の頭骨が台湾で最も頻繁に研究されている頭骨となったことである。

戦後、金関丈夫は国民党政府での留任を受け入れ、1949 年 8 月まで台湾での活動を継続した。1947 年 6 月、

金関丈夫は、台湾大学海洋学研究所が主催する「蘭嶼科学調査」に参加し、蘭嶼の饅頭山の外側にある崖墓の埋葬地の人骨（遺骨）を収集した。その時の状況については、金関が戦後に執筆した短編のエッセイ「槍ぶすまに囲まれた話」（金関丈夫 1977『南方文化誌』法政大学出版局）で語っており、同行した国分直一（1908-2005）もまた、2006 年に出版された回想録『遠い空 国分直一、人と学問』（安溪遊地・平川敬治編、海鳥社）の中で、帰りの旅行で部族に殺されそうになったことや、これらの人骨（遺骨）が最終的に台湾大学医学院に収蔵されたことを述べている。これらを研究に使用している人々は、それらを入手することの意味を果たして想像できたであろうか。

金関丈夫コレクションの現在

1997 年、琉球大学医学部解剖学教授の土肥直美は、金関丈夫が収集した人骨の再整理を行うため、国立台湾大学医学院解剖学科名誉教授の蔡錫圭の下を訪れた。土肥は、金関が戦後に九州大学解剖学科教授となった時の学生で後に同大教授を務めた永井昌文（1924-2001）の学生である。蔡錫圭は金関丈夫が台北帝国大学で教えていたときに学生兼助手であった。金関とその同僚、学生たちによって行われた人骨研究は、『台北帝国大学解剖学第二講座論文集』1～6 冊（1939～1943 年）および『国立台湾大学解剖学研究室論文集』1～11 冊（1947-1950）にすべて掲載されているが、その後更新された研究はなく、収集された人骨は蔡錫圭教授が長らく保管していた。1998 年、当時台湾大学医学院院長であった謝博生の支援を受けて、台湾大学医学院解剖学科人骨の再整理プロジェクトが実現し、2000 年 8 月に「形質人類学研究室」が開設されている。

2005 年から 2007 年にかけて、琉球大学の土肥直美教授と九州大学の中橋孝博教授（どちらも金関丈夫の孫弟子）は、日本の形質人類学者 9 名とともに、台湾大学医学院解剖学科形質人類学研究室と「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を共同で推進し、2008 年 5 月 29 日に同大でシンポジウムを開催、「特集：台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を『人類学雑誌』に発表している（土肥直美・盧國賢 2008「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究—人骨資料の整理と共同研究の経緯」『人類学雑誌』116(2) 参照）。このような作業を経て、頭骨だけで合計 1,580 例が台湾大学医学院解剖学科形質人類学研究室に収蔵されており、福老／福建系(1047)、客家(96)、平埔(120)、孝族(11)、琉球(63)、先史(～30)、その他外国(7)を除き、原住民族は 207 例、そのうちタイヤル族 145 例、ブヌン族 46 例、ヤミ族 10 例、パイワン族 6 例である（2008 年発表時点）。



国立台湾大学医学人文博物館における金関丈夫の特別展示

また、2013 年 5 月に「台湾形質人類学の先駆者—金関丈夫教授文庫開設記念展覧会及び超領域的南方考古学国際シンポジウム」が国立台湾大学図書館で開催されている。これは 1986 年に亡くなった金関丈夫の蔵書の寄贈を記念したもので、台湾大学医学院の人文博物館には金関丈夫の特別展示のコーナーが設けられている。その中で、金関丈夫がその父喜三郎と同じく献体し骨格標本となった経緯が展示されており、2015 年に亡くなった金関丈夫の長男毅と 2018 年に亡くなった考古学者の次男恕もまた献体の意思を示し、三代 4 人の骨格標本という世界的にも稀有なコレクションが完成する予定という。

2017 年、パトリシア・ピエン Patricia Pian（邊鈺皓）は、ボストン大学留学中に修士論文「Population History and Dispersal of Taiwan Indigenous People 人口史と台湾原住民の拡散」を提出している。使用されたデータの出典は彼女自身が台湾大学の形質人類学研究室で原住民の人骨を調査測定したものであるが、2018 年以降、馬遠村人骨問題が広く報道されたことで、この論文の研究資料に倫理的な問題がある可能性があると考え、非公開とした。彼女の勇気ある行動を高く評価したい。

本稿で扱ったデータ・内容の一部に関しては、陳叔偉（国立自然科学博物館人類学グループ助理研究員）と邱鴻霖（国立清華大学人類学研究所副教授）による発表論文「台湾における原住民人骨の収集および研究の歴史」（「臺灣原住民族人骨收藏研究簡史」『臺灣史前文化與原住民人文生態學術研討會論文集』台北市：中央研究院歷史語言研究所、臺灣農村社會文化調查計劃、2021）に依拠している。記して感謝する。

（2023 年 5 月 8 日脱稿 於台北）

台湾における日本植民統治期の近代産業遺産

長澤 裕子

(国立台湾大学/中央研究院:台湾外交部フェロー)

はじめに：台湾の「潜在的な世界遺産」と近代産業遺産

2023年4月、筆者は台湾北部の新北市（2010年から直轄市）の瑞芳区猴硐・三貂嶺・牡丹の鉱業遺跡群を2回にわたって訪れた。台湾では2005年の「文化資産保存法」（1982年制定）の改正で、国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO、ユネスコ）が1992年に「世界遺産」に組み入れた「文化的景観」を「文化資産」として保存の対象に加えた。鉱業遺跡は「文化的景観」の重要な一部分と認識されている。日本も2004年に「文化財保護法」の改正で「文化的景観」を文化財に加え、韓国でもその必要性は指摘されており、東アジアでは比較的新しい概念である。

2019年、東京文化財研究所は国際シンポジウム「台湾における近代化遺産活用の最前線」を開催した。同シンポジウムに参加したジャーナリズム論・東アジア専門で大東文化大学教授の野嶋剛氏は、台湾が日本統治時代の近代産業遺産を積極的に活用し、「中華人民共和国（中国）や朝鮮半島と比べ、近代化遺産をめぐるイデオロギー対立から脱却しつつある」と報じている。

「まずは現地訪問から」と、牡丹地域を訪問してみた。同地域は、金瓜石や九份と共に「台湾三黄金山」と呼ばれた台湾三大炭鉱地帯のひとつである。金瓜石・九份は2002年、水湳洞も含めた「水金九鉱業遺跡」として、台湾の文化部（Ministry of Culture）が「潜在的な世界遺産」に選出している。中国と国際社会の「一つの中国」という認識の下、台湾はユネスコの加盟国ではない。2022年の中国のユネスコの予算分担率は、日本（10.377%）を抜き1位（19.704%）である。そうした中、台湾は、2002年、行政院文化建設委員会（文化部の前身）が「世界遺産」の国際的な動向をふまえた調査を進め、「潜在的な世界遺産」という制度を設置し、「水金九鉱業遺跡」を含めた11の候補地を選定した。（2003年、12箇所を台湾の「潜在的な世界遺産」として正式に公表。）2023年5月現在、台湾の「潜在的な世界遺産」は「樂生療養院（ハンセン病院）」などを含む18で、そのうち、上述の「水金九鉱業遺跡」や「台湾鉄道旧山線」など、4つが近代産業遺産として認識されている。

牡丹・三貂嶺・猴硐の鉱山街：歴史と活用の経緯

台北中心部から1時間ほどの台湾鉄道（Taiwan Railway）宜蘭線の新北市瑞芳区の牡丹駅・三貂嶺駅・猴硐駅一帯は、台湾北部で物産輸出の主要港である基隆港に近く、採掘・石炭貯蔵場として需要があった。1896年、台湾総督府が経営に乗り出し、「大粗坑」（1911年、雲泉商会と台湾五大財閥の基隆顔家の顔雲年（1874～1923）と蘇源泉合組が採掘）と、「久年二坑」（1914年、

顔が木村久太郎（1867～1936）と採掘）があった。1920年には台湾総督府が選炭工場の「瑞三整煤廠」を駅前に建設し、石炭産業が拡大していく。台湾総督府は1922年、猴硐の選炭工場からの石炭輸送用に、牡丹と三貂嶺に「三瓜子トンネル」（約2km）と「三貂嶺トンネル」

（約3km）を開通させた。猴硐一帯は地方経済を牽引し、1970年代には台湾の石炭産出の半分を占めた。しかし鉱山産業の衰退で、1979年の工場の営業停止、1985年の廃線でトンネルは放置されていた。

2022年7月、新北市は27年ぶりにこのトンネルをサイクリングロード「三貂嶺生態友善隧道」として一般市民に開放した。トンネルは車の通行を禁じた低炭素観光地のエコパークとして、絶好の写真撮影スポットになっている。

猴硐一帯の開発計画は、1991年から台湾県（新北市が直轄市になる前の行政単位）が開始し、中断を経て、2005年に選炭工場「瑞三整煤廠」を「歴史建築」に登録後、2010年代に本格化した。2010年、新北市は猴硐駅に猫を形どった屋根つきの歩道橋を建築し、工場周辺を生態公園として整備した。市は翌2011年には近くの猴硐神社（1934年建築）の鳥居を「歴史建築」に指定し、工場だけが廃墟として残された。

猴硐は、山深い旧鉱山労働者の街である。太平洋戦争中の同地域で、閩南語を話す本省人の下層鉱山労働者とその息子を描いた映画「A Borrowed Life—多桑（父さん）」（台湾1994年、監督および脚本：呉念真）は、監督の父と監督自身の話である。（呉は「非情城市」（台湾1998年、監督：侯孝賢。ベネチア国際映画祭の金獅子賞）の脚本家で、1948年の2・28事件の経験を反映している。）映画「多桑」は李登輝（1923～2022年）の総統就任期（1988～2000年）に発表され、「帝国日本の遺魂に憧れる旧世代の本省人」を「政治的に」描いていると、台湾では今も研究対象になっている。

映画と同様、猴硐一帯は鉱山産業の衰退で労働者が失業して村は廃墟となり、野良猫が集まり猫村と呼ばれた。1993年にはCNNが猴硐を「世界六大猫スポット」のひとつに取り上げた。猫愛好家の注目が高まる中、2010年、猴硐駅のトンネルや猴硐神社の鳥居がボブソン・ジーンズのコマーシャル「愛の温度」の撮影地となり、ディーン・フジオカなどが出演して話題になった。2011年には「319愛猫協会」が設立され、翌2012年には「猴硐猫灯籠祭」がスタートした。

猴硐駅周辺の地域活性化について、2011年、中国科技大学が「猴硐瑞三整煤廠」の現状調査と修復計画書を新北市文化部に提出した（写真1）。瑞山鉱区は「産業遺産の重要な集合場所」と設定され、「歴史建築」に指定された同工場の修復過程で価値を損なわないようにと、「世界遺産」の規定を重視した。2007年に日本の経済産業省が33件を「近代化産業遺産」に認定した事例も

参照していた。工場跡など、幕末・明治維新から昭和初期にかけての産業近代化のストーリー性を重視した点に着目し、兵庫県生野銀山など指定された産業遺産の活用例も検討していた。



写真1: 修復前の「瑞三整煤廠」
(中国科技大学「新北市歴史建築瑞三礦業選煤廠修復規劃」より)

2007年、日本の「近代化産業遺産」は、「産業遺産活用委員会」で議論され、「国際記念物遺跡会議」(International Council on Monuments and Sites, ICOMOS、イコモス)の日本国内委員長西村幸夫氏が委員長で、委員には加藤康子氏(産業遺産情報センター長・2020年開所)などが就いた。台湾・日本の近代化産業遺産の活用例から、近代が地域・国家の発展というストーリーで語られている類似性を確認できる。

牡丹・三貂嶺・猴硐の近代産業遺跡群の位相

2018年、「猴硐瑞三整煤廠」が博物館としてオープンした(写真2)。「記憶の場」として、鉱山労働者が感動的な物語を伝えて炭鉱産業を再現し、国を反映させた炭鉱産業の歴史を象徴すると報じられた。博物館は山の麓の洒落たカフェのようだった。3階建ての吹き抜けの中央には、石炭を乗せた巨大なベルトコンベアが置かれ、腐食した金属に歴史を感じた。館内の展示説明は、日本の植民統治期に積み上げた石壁の構造や、木製の柱と鉄製の留め具の建築技術や工場の歴史年表など、科学・建築の図解パネルが目立った。子供や若者への配慮からか、石炭を模したテトリス式のゲームもあった。猴硐鉱山の元労働者のインタビュー映像(写真3)は、一人が工場の歴史を年代順に語っていた。植民統治期を含む過去へのノスタルジー(懐古)や自負、対極のノストフォビア(帰郷嫌悪)や怒りは感じられなかった。

新北市は2019年、工場から石炭を運んだ牡丹と三貂嶺の2つの鉄道トンネルを「文化資産保存法」に基づき「歴史建築」に登録した。市はその登録理由に、トンネル本体が二十世紀初頭の台湾で、重要かつ傑出している点を上げている。トンネルに現存する台湾総督の碑文の存在も登録の理由に掲げ、台湾の鉄道と交通史、特に、開発において重要な一部と評価している。100年前のトンネルの出入口にある総督の碑文は、第7代で陸軍大将の明石元二郎(1864～1919)の「至誠動天地」と、初の文官の総督だった第8代田健治郎の「萬方輻湊」で

ある。総督以外にも、総督府鉄道部長の新元鹿之助(1874～1949)と総務長官の賀来佐賀太郎(1871～1949)の碑文がトンネルには設置されているが、登録理由には含まれていない。明石は台湾軍司令官も兼務した武官だが、墓が台湾にあり、日台友好の場で「台湾を愛した人」と報じられている。田は「同化主義」「内地延長政策」を統治方針と定め、1923年4月、摂政官(後の昭和天皇)の台湾行啓を実現させた人物である。こうした植民統治の説明は、トンネル近くの休憩所のパネルや市の観光案内にはない。



写真2: 修復後
(新北市観光ホームページより)



写真3: インタビュー映像
「石炭工場は日本人の経営」
(筆者撮影)

まとめ：今後に向けて

今後も台湾は、植民統治期の産業遺跡について、台湾の近代化の発展の物語として再生・再利用するだろう。台湾では2012年、初のアジア大会として、「国際産業遺産保存委員会」(the International Committee for the Conservation of the Industrial Heritage, TICCIH)の本会議を開催し、「ポストコロニアル時代と産業遺産の再解明」というテーマで議論していた。TICCIHはユネスコの文化財登録の諮問機関「イコモス」に産業遺産の登録などを助言している。2012年のTICCIH台湾本会議は「アジア産業遺産台北宣言」を発表し、アジアの近代化が植民統治や西洋諸国によってもたらされたと、西洋との違いを強調した。都市や農村部の地域経済、労働者の住居や地域の無形文化財ほか、アーカイブ保存の重要性も提言していた。文化財の保存や活用に関して、踏み込んだ提言だと評価できる。一方で、政治学や歴史学の文脈から見ると、歴史認識や近代化の「負の遺産」にどう向き合うかが提言にないのが気に掛かる。

近代産業遺産が利活用される過程で、発展のストーリーの陰になり表出しない鉱山労働者の失業、壊滅した村の存在は、現在の発展構造の課題にも通じる。近代化の発展だけを見るのは、学問的にも客観的ではない。昨今、台湾の研究者たちも、産業遺跡の土地所有者の反対意見や地域再生と動物利用の課題を指摘している。周辺国とさらに研究協力を進め、広げていきたい。

文献

- 東京文化財研究所保存科学研究センター近代文化遺産研究室
(2019)「台湾における近代化遺産活用の最前線」
野嶋剛(2019)「日本は後進国、台湾は先進国」—近代化遺産

の「懐旧」的活用術を台湾に学ぶ』『nippon.com』

4月21日

古川勝三(2021)「台湾を変えた日本人シリーズ：台湾に骨を埋めた明石元二郎」『nippon.com』6月3日

王新衡(2018)「植民地期の近代化産業遺産群の変容と価値保全に関する研究-台湾・旧台南州における近代製糖業関連遺産を中心に」東京大学大学院工学系研究科博士学位論文

陳光興(2001)「爲什麼大和解不人可能?〈多桑〉與〈香蕉天堂〉殖民/ 冷戰效應 下省籍問題的情緒結構」臺灣社會研究季刊社『台灣社會研究季刊』第43期, pp. 41-110.

新北市政府(2019)「新北市政府公告」5月23日

新北市政府(2022)「猴硐瑞三整煤廠開幕實「礦」再現歷史風華」『市政新聞』9月18日

新北市政府觀光旅遊局(2022)「瑞三鑛業整煤廠」『新北市觀光旅遊網』12月5日

大韓帝国期の国璽の返還と流失について

金成鎬(キム・ソンホ、国外所在文化財財団日本事務所長)

東アジアで古くから使われた璽と寶は帝王を象徴する印章である。国璽は国権を象徴し公文書に使用する。また御寶は王室の権威を象徴する儀礼用の判として国璽と区別される。

高宗は大韓帝国(1897-1910)を樹立し、皇帝国に相応しい国璽と御寶を製作する。大韓國璽、皇帝之璽、皇帝之寶3顆、勅命之寶2顆、制誥之寶、施命之寶などが製作される。1899年の軍制改編の後には大元帥寶と元帥之寶を製作する。

植民地時代である1911年3月、李王職次官の小宮三保松はかつての国璽と璽寶を総督府に引き渡し、その後天皇への献上品として日本宮内庁に送られる。

第二次世界大戦が終わり1946年7月19日、在韓米陸軍司令部(USAFIK)は連合国最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)へ日本政府が有する国璽と御寶6顆を返還せよという旨の文書を送る。この文書は第一に、国璽と御寶は国家的・歴史的に韓国人にとって非常に重要なものであり、第二に、アメリカと韓国の友好のため光復1周年を迎える1946年8月15日の記念に披露するための要求であると明かしている。

この文書を接受したGHQ/SCAPは同年7月29日、中央連絡事務局(CLO)に日本政府が8月5日を期限に国璽の行方に関する調査結果を提出するように通知する。

同年8月3日、CLOは日本政府が国璽と御寶を発見した結果について次のように答弁している。第一に、日本政府当局は適切かつ十分に調査を行った。第二に、最後の朝鮮総督阿部信行は国璽と御寶について知らず、第三に、山名酒喜男朝鮮総督総務課長も終戦後に日本に持ち込んでおらず、どのような指示も下したことがな

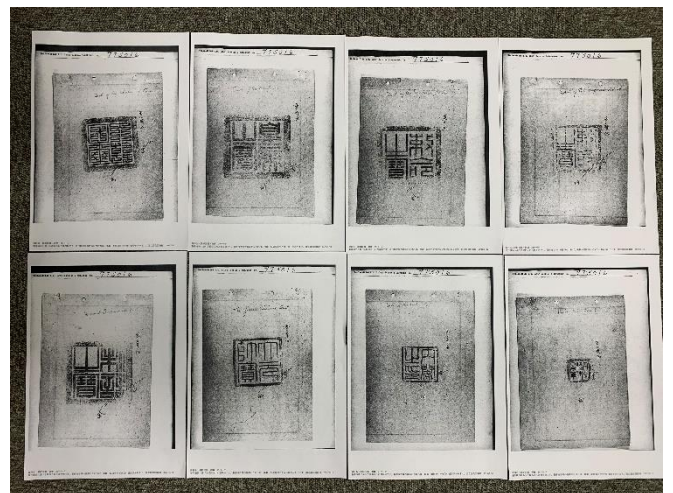
い。第四に、終戦以後ではなく1911年に宮内庁が引き受けた印鑑8顆の中にGHQ/SCAPが要請した6顆の国璽と御寶があると提出している。

同年8月5日、GHQ/SCAPは6顆の国璽と御寶を発見し、戦時略奪文化財として即時に引き渡し可能であるとUSAFIKへ打電する。よってUSAFIKは同年8月8日、返還のため護送官を派遣して8月9日に東京に到着するという事実をGHQ/SCAPに報じる。

同年8月12日、東京の民間財産管理局(CPC)において在韓米軍政府が派遣したHenry A Heistes代表と林讓治内閣書記官長が国璽と御寶6顆と印章2顆の返還に署名する。この時に、大韓國璽、皇帝之寶、勅命之寶2顆、制誥之寶、大元帥寶、内閣之印、内閣総理大臣章の合計8顆が返還される。

1946年8月15日、米軍司令官ジョン・ホッジ(John R. Hodge)は光復1周年の行事で日帝が略奪した国璽と御寶を独立運動家呉世昌に渡す記念式を開催した後にこれを総務処に移管する。1949年2月3日から10日間総務処は国立博物館で特別展を開催して国璽と御寶を展示する。しかしながら1950年、朝鮮戦争の混乱期に再び流失する。幸いにも1954年に韓国で大元帥寶、制誥之寶、勅命之寶3顆を取り戻した。現在は国立中央博物館が保管している。

文化財庁が行った国璽と御寶の全数調査によれば、朝鮮時代と大韓帝国期に国璽37顆と御寶374顆が製作されたが、植民地時代や朝鮮戦争などの混乱期を経て流失した国璽は28顆、御寶は45顆にのぼり、現在もその行方を捜索している。



日本政府が提出した写真資料

参考文献

- ・Korean Seals. GHQ/SCAP Records, Office of CPC. Box no. 3943. Folder no. 15.
- ・成仁根「朝鮮時代と大韓帝国期国璽の変化相」『歴史と実学』第36集, pp. 85-111. 2008.
- ・国立故宫博物館. 『朝鮮王朝の官印』. 2009.
- ・文化財庁ホームページ

【追悼】仲尾宏先生、ありがとうございました。

小笠原 正仁(株式会社阿吽社 代表取締役)

仲尾宏先生が本年 1 月 1 日に亡くなりました。86 歳でした。それまで電話などでお話をしていた私にとって、突然の訃報で驚くしかありませんでした。

仲尾先生とは、先生の晩年の出版『京都の渡来文化と朝鮮通信使』の発刊を通じて親しくやり取りをさせていただきました。この本は、先生の出された『京都の渡来文化』(淡交社 1990 年)が絶版になったので弊社にお声がけいただき、増補改訂版として出させていただいたものです。増補改訂版といっても出版して 20 年の研究成果を盛り込まれ、新たに書き下ろした章も多く、80 歳を過ぎてのその精力的な研究姿勢に驚かされました。

それまで、私は、仲尾先生を書籍や講演会などでしか知ることはなかったのですが、本会の京都、滋賀での朝鮮通信使の足跡を辿るフィールドワークのお手伝いをさせていただき、先生と親しくさせていただき、私のことも知っていただいたように思います。

とくに近江八幡では、私の所属する浄土真宗本願寺派の別院があり、朝鮮通信使の書が残されていますが、仲尾先生のツアーだからと声掛けするとすぐに許可が下りて、日曜日で法事などで忙しい職員が別院に出てきて、対応してくれました。これも仲尾先生のお人柄と熱心な資料保存のご協力の賜物です。

先生の研究業績については、日朝・日韓の関係史研究者が有名で、さらには人権問題への取り組みが紹介されています。

たしかにその通りで、著書のテーマもそのことがうかがえます。しかし、先生の著書を編集させていただき、打ち合わせなどでお話をいただいていると、私自身研究者の末席にいる者からすれば、その研究対象の広さと深さは私たち世代の恩師のそれです。

日朝・日韓関係史が専攻ですが、叙述は古代から現代に及び、研究対象はアジアの文化交流史といっても過言ではありません。その裾野の広さに舌を巻くばかりでした。

日本という東の辺境の島に、多くの人々がやってきて、独特の文化を構築しますが、その研究のために、裾野を広げておられました。

じつは、書籍編集の打合せの際に、文化交流や人の交流などで、日本に多くのものがもたらされたことや学び



2017 年 6 月第 2 回朝鮮半島由来の文化財を考えるワークショップでがあったことについて、その当時、弊社で別に監修事務をさせていただいた最澄と空海のことをとりあげた、おかざき真里著『阿・吽』小学館での編集方針と重なり、大いに意を強くさせていただいた記憶があります。

それは一言でいえば、日本は国際社会であったということです。もちろん、前近代における「国際」という場合の国家はあいまいな使用方法となりますが、言い換えれば東アジアにおいて生まれた多文化社会だったということでしょう。ややもすると伝統という名の下に歴史を遡り、大和民族の精神や起源があるかのような錯覚をしてしまい、またそのような錯覚を利用した政治的な書籍も出されています。しかし、歴史事実を虚心坦懐に考察すればそのような考えはひとたまりもなく吹き飛んでしまいます。先生の関心はそのような、事実を解明するという点にあり、研究対象も単に二つの地域の交流に限られることなく、広く世界の文化の交流を前提とされているものでした。学問研究からすれば当たり前のことですが、最近の研究のあり方の縮み具合やテーマの矮小化について、苦言を漏らされていたことを思い出します。

先生の文化交流史の著述は朝鮮通信使に限定されていますが、それはある意味、日朝関係史の良き時代を示しており、日本がそれらの文化に学び、尊重したことを示しています。もちろん、その後の悲しい歴史にも言及されておられます。それぞれに残された文物には歴史があり、それを正しく評価継承することが、これからの交流を確実なものとしていくでしょうとも教えていただきました。欲を言えば、個人的にもっと先生から学びたかった。コロナ禍で先生のご年齢を配慮して、次の著書の打合せを先延ばしにしたことが悔やまれます。

先生、ありがとうございました。

新会員エッセイ

文化財返還問題との出会い

小佐野 百合香(こさの・ゆりか)

私は韓国の大学の朝鮮史学科に通っている。高校卒業後にすぐに韓国に留学、語学学校に通ったのち韓国の大学に入学し、学部には外国人が私しかないという状況で朝鮮史を学んでいる。こういう話をすると「なぜそんな選択をしたのか？」と聞かれるが、それは今回重要なことではないのでいつか機会があれば話したい。

韓国の大学で学部3年生の時に「韓国絵画史」という授業を聞いた。特に朝鮮美術に関心があったわけではないが、自分の住んでいる国の美術についてある程度知っていれば韓国生活がさらに楽しくなるだろうということで受講を決めた。授業は三国時代、高麗、朝鮮と前近代の朝鮮の絵画を鑑賞しながら当時の技法的流行などを学ぶという内容だった。先生はパワーポイントで絵画を紹介する時、絵画の下に、この絵が現在どこに所蔵されているのかを記載してくれた。もし気に入った絵があれば、学生が実際に見に行けるようにという先生の配慮だったのだと思う。しかし私にとっては「朝鮮の絵画がこんなに日本の美術館にあるのか！」という衝撃となった。

これは大問題だと思った。しかし私の周りには日本軍「慰安婦」問題や強制動員問題に関心のある人が多く、文化財返還問題に詳しい人は一人もいない。学期が終わり冬休みで日本に一時帰国した際、東京国立博物館を訪れて小倉コレクションを見に行ったり、五十嵐彰先生の『文化財返還問題を考える』や、荒井信一先生の『コロニアリズムと文化財』を読んでみた。関心はどんどん深まるが、この思いを共有できる人は周りに誰もいないという状況にひとりでもんもんとしていた。ネット検索で韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議のホームページを発見し、連絡してみようかとも考えたが、誰も知り合いのいない団体に突然飛び込む勇気もなく、連絡会議のホームページを出たり入ったりを何度も繰り返していた。

そんなある日、日韓の歴史問題に関心のある日本の若者の集まりに参加した。この問題を誰かと共有したいという思いから、五十嵐彰先生の『文化財返還問題を考える』をぜひ読んでほしいと紹介してみた。聞いている人のほとんどは何の話だろうという顔をしていたが、一人の女性がなんだか楽しそうに話を聞いていた。なんと彼女は五十嵐先生の娘さんだった。棚から牡丹餅、お父さんを紹介してくれるとのことで、その日は大喜びで眠りについた。彼女の紹介で五十嵐先生にメールを送ると、すぐ次の日にズームでお話させていただくことになった。先生は突然連絡が来た謎の学生の質問に快く答えてくださり、定例会議にも誘ってくださった。数か月前までひとりで本を読みながらもんもんとしていたのが、いつの間にかこうして会報に文章を書かせてもらうことになっているという、早すぎる展開に自分でもびっくりである。

私の一番の関心事は日韓近現代史であるが、三国時代や高麗、朝鮮の歴史や文化も好きで、朝鮮史の本を読んでいると子供のようにわくわくする。それを植民地

期に日本が取り返しのつかないほど破壊したことに怒りが湧くし、返すべきものを日本の国立博物館に堂々と展示しているという状況、そしてそれを容認している社会を心から恥ずかしいと思う。まだまだ知らないことばかりで、これから何をすればいいのか闇の中にいる状態だが、このような思いを共有できる人と出会えたことがうれしく、これからは連絡会議で活動させていただきたいという決意表明で文章を終わろうと思う。

文化と歴史との出会いの旅へ

徳橋 明(とくはし・めい)

私は長年陶磁器鑑賞と作陶を趣味としてきた。博物館・美術館鑑賞や、図録・陶磁全集の写真をうっとり眺める事などが楽しかった。10年程前から博物館・美術館にある中国や朝鮮半島の陶磁器がいつからそこにあるのかが気になり始めた。写真だけでなく解説文にも目を通し始めた。しかし、分からない言葉が満載。例えば「伝京畿道長道面長陵出土」等と書かれている「伝」の意味がわからない。「伝来品・伝世品」ってこと？それとも「伝聞-伝え聞く、人づてに聞く」かな～？はたまた「『伝京畿道』という地名」？など、今思えばあまりに知らなさすぎだが、この謎の「伝」が私の勉強の出発点となった。

高麗青磁について調べた事があった。高麗青磁は1860年代から1920年代にかけて盗掘された。この当時盗掘された場所で調査・記録されているのは「高麗代19代明宗智陵」のなか所だけだ。編年資料の基準になってきた「仁宋長陵出土品」であれ「文公裕墓誌付石棺内遺物」であれ古物業者からの購入品だ。今日日本にある高麗青磁は、明治以降に誰かが運んできたものだ。当時の人達は盗掘品である事を知っていた。伝聞した者は盗掘者、盗掘品売・買者、学者達というあたりだろうか。

高麗青磁の「伝」は「伝聞」の「伝」だった。それが150年後の私に至っては、何時の頃からか「昔から日本にあった『伝世品』というぼんやりしたイメージを持つ」という無知をさらすことになるのはどうしたわけか？ 昨年私は69歳の贈物として、高麗青磁についての勉強発表会を企画してもらったのだが、日本にある高麗青磁全てが盗掘品である事実を30人の参加者も誰一人として知らなかった。

また【小倉コレクション目録】についての李素玲さんの一連の論考(韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報(以下年報) No2・3・5)が無ければ、東京国立博物館(以下東博)刊行の『小倉コレクション寄贈品目録』で東博が何を削除し何を書き加えたのか、私たち読者にはわかりようがなかったことを知った。「伝」を書き加えていたことなど知りようがなかったのだ。本来民間人所有してはならなかった金冠塚一括出土品や、重要文化財に「伝」を付け加えた東博は何を「伝」し続けているのか。

見せたいものだけ見せられてうっとりして来た愚は繰り返したくない。素玲さんがおっしゃるように「単なる『美術品鑑賞』でなく文化と歴史との出会いの旅をする」(年報 No5) ためにも、勉強を続けたい。

文化財返還・世界の動き 2022/2023

2022 年

- 5 月 30 日 ドイツのベルリン民族学博物館がナミビア国立博物館に宝石・工芸品など 23 点を返還。3 年間の協議の末、無期限貸与。
- 6 月 8 日 ベルギー・フィリップ国王がコンゴを訪れ、過去の残虐な支配やルムンバ首相暗殺などに遺憾の意を表明、スクリューの儀式に使う仮面を無期限貸与。同国国会は「文化財返還のための包括的措置法」を制定。
- 15 日 韓国・大田高等法院に対馬・観音寺の田中節竜住職が被告補助参加人として出廷。同寺の盗難仏像返還について意見陳述。
- 7 月 1 日 ドイツ外相・文化相がベニン・ブロンズ 2 点のナイジェリアへの返還協定に署名。
- 7 日～9 月 24 日 ソウルの古宮博物館で国外から韓国に戻った文化財 40 点を展示。日本から戻った螺鈿漆器箱や「朝鮮王朝実録」などで、国外所在文化財財団が取り戻した 784 点の一部。独・ザクト・オッティリエン大修道院から永久貸与で返還された画帳なども同時に公開。
- 8 月 7 日 英・ホーニマン博物館(ロンドン)がベニン王国由来の工芸品は「暴力的に奪い取られた」ものであることを確信し、72 点のナイジェリア政府への返還を発表。
- 8 日 米・NY 州東部地区連邦検事局は米国で違法に売却されていた 30 点のカンボジアの文化財を駐米カンボジア大使に返還。
- 19 日 英・ケルビングローブ美術館(グラスゴー)は、19 世紀にインドのヒンズー教寺院から持ち出した工芸品 7 点の返還を発表、インド政府と調印。ベニン・ブロンズ 19 点や北米先住民の文化財 25 点も返還予定。
- 24 日 中国国家文化財局は過去 10 年間に約 1800 件の文化財が中国に返還されたと発表。内、47 点を 9 月 26 日から上海閔行区博物館で特別展示。
- 12 月 16 日 英・ケンブリッジ大学考古学・人類学博物館がベニン・ブロンズ 116 点のナイジェリア返還を発表。
バチカン美術館所蔵のパルテノン神殿の頭部の彫刻など 3 点を、フランシスコ教皇がギリシャ正教会大主教に寄付する形でギリシャに返還することをローマ教皇庁が決定を発表。
- 19 日 オランダのルッテ首相が 250 年にわたる植民地被支配と奴隷貿易を「人道に対する罪」と認め、謝罪。
- 20 日 ドイツのベアボック独外相がナイジェリアを訪れ、ベニン・ブロンズ 20 点を返還。「(英国が)持ちだしたのは誤り、(ドイツが)保管したのもまた誤りだった」と謝罪。
- * 英・ドネラン文化相は「ロゼッタストーンはわが国の資産。返還は収拾のつかない事態を引き起こす危険な道」と発言。
- 2023 年
- 1 月 2 日 米・ヒューストン自然科学博物館展示中の木棺「緑の棺」をエジプトに返還。
- 5 日 米国、「象牙のスプーン」をパレスチナに返還。
- 11 日 英・ドネラン文化相、大英博物館のギリシャ彫刻群「エルギン・マーブル」のギリシャへの返還を改めて否定。大英博物館はギリシャ政府と協議を継続中。
- 2 月 1 日 韓国・大田高等法院、1 審判決を破棄し、盗難仏像の対馬・観音寺への返還を命じる。

* ベルギー王立中央アフリカ博物館は所蔵する工芸品・文化財 84,000 点のリストをコンゴ政府に提出、調査開始。

8 日 スイス政府文化局長が 7 年前に同国に持ち込まれた約 2500 年前のペルーの石彫を、持ち込まれた税関でペルー大使に返還。

3 月 24 日 バチカン美術館、パルテノン神殿の彫刻など 3 点をギリシャに返還、アテネで贈呈式。

5 月 9 日 米 NY マンハッタン地方検察局が NY 中国総領事館に不法流入した石造建築「囲屏石林」2 点を返還

(* 印: 日付不明)

ご案内・ご連絡

●【連絡会議総会のご案内】6 月 18 日(日)9:30～10:00、会場:東京ボランティア・市民活動センター A 会議室(飯田橋駅前・RAMLA10 階、☎ 03-3235-1171)活動報告・会計報告・予算(案)承認などを予定。Zoom URL は別紙に案内。

●【公開研究会の案内】6 月 18 日(日)10:00～12:00<* 上記連絡会議総会の後です。会場同じ>、テーマ:「文化ジェノサイドと文化財」講師:前田朗東京造形大学名誉教授、参加費:一般 500 円(会員無料)

* どなたでもご参加いただけます。リモート(Zoom)での聴講希望者は、こちらに事前お申込みください。⇒kcultural_property@yahoo.co.jp

●【例会について】連絡会議は、毎月 1 回程度、リモート(Zoom)で情報・意見交換を行っています。関心おありの方、ご参加希望の方は、以下へご一報ください。Zoom URL をお知らせします。⇒kcultural_property@yahoo.co.jp

「朝鮮半島由来文化財を知るための釜山・対馬国際ワークショップ」 今年 11 月 8～12 日開催予定。参加大学生募集中。

今年も 11 月 8 日～12 日に日韓の大学生を対象にしたワークショップを計画しています。(昨年のワークショップの報告は 8・9 頁に) 参加希望者は下記にメールして申請書類などを入手ください。⇒aobunlabo@gmail.com
旅費・参加費は助成されます。申込締切=6 月 30 日。

●【次号原稿募集】今号も多数のご寄稿をありがとうございました。「年報」次号(No. 13)の原稿締切は 2024 年 4 月 20 日です。ふるって原稿をお寄せください。(編集部)

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」12 号目次

2022-23 概観: 欧州の動きに学びながら進展を	有光 健 1
近現代考古学と文化財返還運動	五十嵐 彰 2
観月堂の研究・調査(2)	佐藤 孝雄 4
日韓往来・短信	7
報告: 朝鮮文化財・対馬国際ワークショップ 2022	大澤 文護 8
対馬盗難仏像返還訴訟・大田高等法院判決/コメント	10
台湾における原住民人骨の返還問題について	俵 寛司 12
台湾における日本植民統治期の近代産業遺産	長澤裕子 15
大韓帝国期の国璽の返還と流失について	金 成鎬 17
追悼・仲尾宏先生	小笠原 正仁 18
新会員エッセイ	小佐野 百合香・徳橋 明 19
文化財返還・世界の動き 2022/2023 案内・連絡	20